令和４年度愛媛県「三浦保」愛基金環境保全・自然保護分野

公募事業募集要領

１　趣旨

県内の環境保全活動及び自然保護活動の活性化を図るため、ＮＰＯ法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体が行う環境保全や自然保護に係る自主的な事業を広く公募し、その事業の実施に要する経費に対し、愛媛県「三浦保」愛基金を活用して予算の範囲内において助成を行います。

２　対象団体

(1) 応募することができる団体は、次の要件をすべて満たす特定非営利活動法人、ボランティア団体、市民活動団体等の非営利団体（法人格の有無は、問わない。）です。

①県内に事務所を有すること。

②おおむね１年以上継続して環境保全又は自然保護に関する活動を行っていること。

③団体の組織を備え、運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則等）を有するとともに、運営に当たっては多数決を原則としていること。

④財産及び会計の管理が適切に行われていること。

(2) そのほか、次の要件をすべて満たす団体も、応募することができます。

①学校教育法（昭和２２年法律第26号）第1条に規定する学校におけるグループであること。

②令和４年度を通して環境保全又は自然保護に関する活動を行う予定であること。

③学校長等指導的立場の者が公募事業の申込みを行うこと。

３　対象事業

応募の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業であって、令和５年３月15日までに完了するものです。ただし、国、県又は市町の助成やその他の公的助成を受ける事業は、対象になりません。

(1) 地球温暖化防止を推進する活動に関する事業

エコドライブの普及、省資源・省エネルギーの推進、バイオマスエネルギーの利活用推進など、地球温暖化を防止する取組

(2) 環境学習を推進する活動に関する事業

環境に関する指導者の育成、環境学習プログラムの実践、生涯学習や子供と大人の環境学習など、環境学習を推進する取組

(3) 生活環境を保全する活動に関する事業

ゴミの減量化、リサイクルの促進、マイバッグ持参運動、美化活動、花と緑のまちづくりなど、住み良い地域やまちづくりにつながる生活環境を保全する取組

(4) 自然環境を保全し、又は活用する活動に関する事業

自然を守る活動、自然に親しむ活動、自然を育む活動など、豊かな自然環境を保全し、又は活用する取組

４　助成額

助成額は、次の補助率で算出した額とします。ただし、１団体につき125万円を限度とします。

なお、補助対象経費は、別に添付している「補助対象経費費目」のとおりです。

(1) 補助対象経費の50万円以下の部分　　補助率10/10以内

(2) 補助対象経費の50万円を超える部分　補助率１/２以内

５　事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和５年３月15日までの間

６　応募方法

この要領に添付している公募事業申込書に必要事項を記入し、次の書類を添付の上（学校におけるグループについては、(2)及び(3)は、提出可能なもののみで可）、募集期間内に、愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係に持参するか、郵送又はメール若しくはＦＡＸにより提出してください。

なお、応募は、１団体１事業とします。

おって、提出された書類は、すべて審査会において公開します。

(1) 公募事業申込書（事業計画書及び収支予算書を含む。）

(2) 団体の運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、会則、役員名簿等）

(3) 直近の収支予算書及び決算書

(4) 提出書類チェック表

(5) その他既存の資料等で、団体の活動状況が分かる書類（Ａ４サイズ３枚以内）

７　募集期間

令和４年１月11日(火)から３月25日(金)17:15まで（必着）

８　審査

(1) 応募のあった事業については、愛媛県職員で構成する公募事業審査会と外部委員を含む愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会で審査を行います。

(2) 公募事業審査会では、応募者に直接事業内容等の説明（プレゼンテーション）をしていただき、審査します。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、書類審査となる場合があります。

なお、応募者多数の場合は、提出書類を基に、公募事業審査会で説明していただく団体を選考することがあります。

(3) 公募事業審査会の審査結果を愛媛県「三浦保」愛基金運営委員会に付議した上で、補助対象事業を決定します。

９　公募事業審査会の審査日

別途通知します。（令和４年４月下旬から５月上旬を予定しています。）

10　公表

補助対象事業については、団体名（活動内容）、代表者、事業名、事業の種類及び事業内容を公表します。

11　結果の通知

審査（書類選考を含む。）の結果は、応募のあった団体すべてに文書でお知らせします。

12　事業の事後評価

補助金の交付を受けた団体には、今後の環境保全活動及び自然保護活動の推進に生かすため、事業実施後、事業評価を行い、その結果を報告していただき、これを公表します。

13　シンボルマーク等の表示

補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業の実施に際し、「愛媛県『三浦保』愛基金シンボルマーク及びロゴタイプ使用要領」に基づき、印刷物等に愛媛県「三浦保」愛基金のシンボルマーク及びロゴタイプの表示をしていただきます。

14　その他

この事業は、県議会での予算の議決が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますのであらかじめご了承ください。

【お問い合わせ・応募書類提出先】

〒790-8570　松山市一番町四丁目４番地２

愛媛県県民環境部環境局環境政策課環境計画係　　Tel　089-912-2346（係直通）

**令和４年度愛媛県「三浦保」愛基金環境保全･自然保護分野公募事業申込書**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ふ　　り　　が　　な  団　体　名 |  | | | | |
| 代　表　者 | 職　名 |  | | 結成時期 | 年　　　月 |
| ふ　り　が　な  氏　名 |  | |
| 活動期間 | 年  （令和4年4月1日現在） |
| 事　務　所  所　在　地 | （〒　　　－　　　　）℡　　　－　　　－　　　　FAX　　　－　　－ | | | | |
| 団　体　の  職員状況 | 常勤職員 | | 人 | 団体の会員数  人 | |
| その他職員 | | 人 |
| 団体年間予算  （令和3年度） | 収　　　入 | | 円 |  | |
| 支　　　出 | | 円 |
| 団体の活動  内　　　容 | （主たる活動分野、これまでの活動内容など） | | | | |

《記入上の注意点》

１　押印の必要はありません。

２　応募団体が法人格を有する場合は「団体名」欄にその旨を表示してください。

　３　別紙事業計画書及び別表収支予算書を添付してください。

４　その他の添付書類

・団体の運営に関する規程（定款、寄附行為、規約、役員名簿等）

　　　・直近の収支予算書及び決算書

　　　・その他既存の資料等で団体の活動状況が分かる書類（Ａ４サイズ３枚以内）

別紙

事　業　計　画　書

|  |  |
| --- | --- |
| 団　体　名 |  |
| 事　業　名 |  |
| 事業の種類  どれか一つに○を付けてください。 | １　地球温暖化防止を推進する活動に関する事業  ２　環境学習を推進する活動に関する事業  ３　生活環境を保全する活動に関する事業  ４　自然環境を保全・活用する活動に関する事業 |
| １　事業実施に当たっての目的・ねらい | |
| ２　事業内容  　（１）概要  　（２）実施予定場所  （３）実施予定時期、スケジュール | |
| ３　事業実施体制及び進行管理方法 | |
| ４　受益対象者の範囲・参加予定人数　等 | |
| ５　事業を実施することにより県下に波及される効果 | |
| ６　来年度以降の活動予定 | |
| ７　過去の５年間の助成実績及び令和４年度の助成制度への応募状況  　　（「三浦保」愛基金含む。年度・事業名・助成額を記載。） | |

別表

収 　支　 予　 算　 書

　　１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費　目 | 予　　算　　額（円） | 摘　　　　　　　要 |
| 県 補 助 金 |  |  |
| 計 |  |  |

　　２　支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 費　目 | | | 予　　算　　額（円） | 摘　　　　　　　要 |
| 補助対象 |  | |
| 人的活動経費 |  |  | |  |  |
| 小 計 | | |  |  |
| その他活動経費 |  |  | |  |  |
| 小 計 | | |  |  |
| その他 |  | |  |  |  |
| 小 計 | | |  |  |
| 計 | | | |  |  |

　　区分には、費目を記載すること。

　　摘要には、積算根拠を記載すること。

上記のうち補助対象経費については、補助対象欄に○印を記載すること。

**提出書類チェック表**（※印の付いた欄には記入しないでください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **受付№** | **受付日** | | **提出媒体** | | **受付者** | | **内容チェック** | **一覧入力** |
| ※ | ※  ／ | | ※ | | ※ | | ※ | ※ |
| **団体名** |  | | | | | | | |
| **団体**  **担当者** |  | | | **連絡先** | | TEL：  E-mail： | | |
| **番号** | **提出書類** | | | | | | | **確認欄** |
| (1) | 公募事業申込書 | | | | | | | － |
|  | 申込書 | | | | | | □ |
|  | 事業計画書 | | | | | | □ |
|  | 収支予算書 | | | | | | □ |
| (2) | 定款、寄附行為、規約、会則のいずれか | | | | | | | □ |
| (3) | 役員名簿（任意団体の場合は、代表、副代表、会計担当者などがわかる名簿） | | | | | | | □ |
| (4) | 団体としての直近（今年度）の予算書 | | | | | | | □ |
| (5) | 団体としての直近（前年度）の決算書 | | | | | | | □ |
| (6) | 団体の活動状況が分かる書類（Ａ４サイズ３枚以内） | | | | | | | □ |
| (7) | 提出書類チェック表（本表） | | | | | | | □ |
| 備考 | 学校におけるグループの場合、上記(2)～(5)については、提出可能なもののみで構いません。この場合を含め、上記のうち提出のない書類がある場合は、その理由を記載してください。 | | | | | | | |

**補助対象経費費目**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 費　目 | 経費の具体例 |
| 人的活動経費 | 賃　金 | イベント等で短期に雇用するアルバイトなどの賃金  （団体のメンバーに対する賃金は不可） |
| 報償費 | 講演会等の講師等に対する謝礼、謝礼品（酒類を除く）の購入など |
| 旅　費 | 研修会等の講師招へいのための旅費  研修会参加のための旅費・事業実施に必要な先進地視察など |
| その他活動経費 | 需用費 | 消耗品費（各種用紙、封筒、単価が50,000円未満の物品購入など）  印刷代、写真の現像代、コピー代、燃料費、苗木・種子代など  食糧費（講演会講師の弁当代など） |
| 役務費 | 通信運搬費（切手、はがき等の郵便料など）  筆耕翻訳料（筆耕料、ワープロ打ち代など）  保険料（ボランティア保険料など） |
| 委託料 | イベント等での会場設営  映像ソフト制作　など |
| 使用料  及び  賃借料 | 会場使用料、レンタル料、リース料、バス借上げ代など |
| 原材料費 | 自然公園等における遊歩道等の補修・整備、観察会の教材作成のための材料代など |
| その他 | | 上記以外で、特に必要と認められる経費 |

・補助対象経費は、原則として費目の欄に掲げる経費で、事業実施のために直接必要となる

ものです。

・上記にかかわらず、以下の経費は、補助対象経費から除きます。

　　　・補助事業者に係る人件費

　　　・土地の購入に要する経費

　　　・団体の運営上必要な恒常的経費（家賃、電気料金、電話・ＦＡＸ使用料）

　　　・資格の取得に要する経費

　　　・販売を目的としたものに係る経費

　　　・参加者から参加料等の費用を徴収するものに係る経費

・経費の具体例に示されているのはあくまでも例示ですので、具体例以外のものでも補助対象

経費となるものもあります。

　　なお、詳しくは、県民環境部環境局環境政策課環境計画係までお問い合わせください。

**○補助金交付手続きの流れ（応募から補助金交付申請まで）**

申込書の提出

応募団体　→　県

○申込書、添付書類を提出

応募期限：令和４年３月25日（金）17:15必着

一次審査（書類審査）

審査結果、二次審査実施通知

県　→　応募団体

○応募申込書による書類審査

○全応募団体に審査結果を書面にて通知

　一次審査通過団体には、二次審査実施を通知

○公開プレゼンテーションによる審査

（4月下旬から5月上旬を予定）

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、書類審査となる場合があります。

二次審査（プレゼンテーション）

「三浦保」愛基金運営委員会

審査結果通知

運営委員会　→　県

内示の決定

県

審査結果、内示通知

県　→　事業実施団体

補助金交付申請書の提出

事業実施団体　→　県

**○補助金交付手続きの流れ（補助金交付申請から補助金受取りまで）**

補助金交付申請書の提出（別紙１）

事業実施団体　→　県

補助金交付決定通知書の送付

県　→　事業実施団体

事業の開始

　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　（必要に応じて、随時受付け）

概算払請求書の提出

事業実施団体　→　県

変更承認申請書の提出（別紙４）

事業実施団体　→　県

○事業の11月30日時点の実施状況を

12月10日までに提出。

○既に事業完了し、実績報告書を提出している場合は不要。

事業遂行状況報告書の提出

事業実施団体　→　県

事業の完了

実績報告書等の提出

事業実施団体　→　県

補助金額の確定通知書の送付

県　→　事業実施団体

精算払請求書の提出

事業実施団体　→　県

事業評価表の提出

事業実施団体　→　県

○実績報告書の提出から１ヶ月

以上かかる場合があります。

補助金支払い

県　→　事業実施団体